

議会構成

議員数

- 条例定数 28 人（平成 30 年 9 月 14 日施行）
- 現 員 27 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

本市の第 1 回市議会議員選挙は明治 32 年 6 月に行われたが、当時の選挙権は納税額により一級、二級、三級と区分され、議員定数はそれぞれ 10 名の計 30 名であった。その後、大正 11 年には一級、二級の区分に改正され、それぞれ 15 名の定数 30 名となり、昭和 5 年の選挙から 25 歳以上の者に被選挙権が与えられる普通選挙となり、級別は廃止された。

昭和 22 年には現行の地方自治制度が発足し、本市の定数は 36 名となった。

昭和 30 年 4 月 30 日に行われた合併最初の市議会議員選挙は、定数 36 名に対し 91 名と多くの立候補者が立ち、その結果新人議員 22 名が当選した。このことは定数の 3 分の 2 近くを占めたことになる。また、同選挙において初の女性議員が誕生した。

その後、昭和 60 年 9 月 20 日に「会津若松市議会議員定数条例」が公布され、定数が 32 名となり、平成 10 年 12 月 25 日に「会津若松市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が公布され、11 年 4 月一般選挙から定数が 30 名となった。

さらに、平成 15 年 1 月 1 日に地方自治法第 91 条第 1 項の規定に基づき「会津若松市議会議員の定数を定める条例」（定数 30 名）が公布された。

平成 16 年 11 月 1 日には北会津村との合併により北会津村議会から 15 名の議員が、また平成 17 年 11 月 1 日には河東町と合併し、河東町議員 18 名が会津若松市の議員となり、途中、欠員等を経て、改選前の議員は 57 名であった。平成 19 年 4 月の統一地方選により、新たな 30 名が選出された。

平成 23 年 4 月の統一地方選挙は、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により、平成 23 年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（第 2 次指定分）として指定を受けたため、選挙期日が平成 23 年 8 月 7 日に延期された。

平成 23 年 5 月 2 日には地方自治法の一部改正により、議員定数の人口段階別上限数に係る制限が廃止された。

平成 30 年 9 月 14 日には、「会津若松市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」（定員 28 名）が公布され、令和元年 8 月 4 日に行われた一般選挙から適用となった。

なお、昭和 22 年以降、本市における市議会議員の最年少当選者は 26 歳で、連続当選の最高回数は 9 回となっている。

◆会派・党派別議員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

会派	自民	公明	立民	共産	社民	無所属	計
市民クラブ	2					8 (2)	10 (2)
フォーラム会津						5	5
公明党		3 (2)					3 (2)
創風あいづ						3	3
立憲連合			1			2 (1)	3 (1)
日本共産党				1			1
社会民主党・市民連合					1		1
夢クラブ						1	1
計	2	3 (2)	1	1	1	19 (3)	27 (5)

※（ ）内は女性議員数

※党派名の略称は次のとおり：

自民⇒自由民主党、共産⇒日本共産党

公明⇒公明党、社民⇒社会民主党

立民⇒立憲民主党

◆年齢別議員構成（令和 7 年 4 月 1 日現在）

年 齢	人 数（人）
35～39 歳	1
40～44 歳	2
45～49 歳	2
50～54 歳	5
55～59 歳	4
60～64 歳	3
65～69 歳	6
70 歳以上	4

○最年少 39 歳 ○最年長 76 歳 ○平均年齢 58.2 歳

歴代議長

歴代	氏 名	就任年月日	退任年月日
初代	林 賢藏	明治 32. 6. 16	明治 32. 9. 28
2	川島榮一郎	32. 9. 29	33. 2. 12
3	川島榮一郎	33. 2. 12	34. 1. 15
4	竹田只次郎	34. 1. 15	35. 1. 11
5	竹田只次郎	35. 1. 11	36. 1. 10
6	竹田只次郎	36. 1. 12	37. 1. 11
7	竹田只次郎	37. 1. 12	38. 1. 10
8	竹田只次郎	38. 1. 10	38. 6. 5
9	前田 兵郎	38. 6. 23	39. 1. 11
10	前田 兵郎	39. 1. 11	40. 1. 7
11	前田 兵郎	40. 1. 7	41. 1. 6
12	前田 兵郎	41. 1. 20	42. 1. 19
13	佐藤 佐中	42. 1. 26	43. 1. 13
14	佐藤 佐中	43. 1. 13	44. 1. 7
15	佐藤 佐中	44. 1. 7	45. 1. 6
16	佐藤 佐中	45. 1. 10	大正 3. 1. 19
17	川島榮一郎	大正 3. 2. 17	3. 6. 3
18	前田 兵郎	3. 6. 15	7. 6. 3
19	川島榮一郎	7. 6. 15	11. 6. 3
20	富岡 秀一	11. 6. 21	15. 6. 3
21	林 直八	15. 6. 18	昭和 5. 6. 3
22	早坂 榮助	昭和 5. 6. 18	9. 6. 3
23	石堂 恒彦	9. 6. 22	9. 10. 6
24	岩崎 光衛	9. 11. 9	13. 6. 3
25	岩崎 光衛	13. 6. 15	17. 6. 3
26	高瀬喜左衛門	17. 6. 16	18. 3. 11
27	林 健次郎	18. 3. 13	20. 4. 17
28	星野昇七郎	20. 7. 24	20. 12. 24
29	日野晴日子	21. 2. 4	22. 4. 29
30	鈴木 寅藏	22. 5. 14	24. 6. 1
31	柏木信一郎	24. 6. 1	26. 4. 29
32	五十嵐豊作	26. 5. 14	30. 4. 29
33	佐藤 光治	30. 5. 18	31. 11. 27
34	岸 久吉	31. 12. 15	32. 12. 16
35	磯田 政吉	32. 12. 16	34. 4. 29
36	四家 豊治	34. 5. 15	38. 4. 29
37	高橋 直幸	38. 5. 13	40. 6. 4
38	岸 久吉	40. 6. 4	42. 4. 29

歴代	氏 名	就任年月日	退任年月日
39	岸 久吉	昭和 42. 5. 15	昭和 44. 12. 19
40	一ノ瀬直俊	45. 2. 2	46. 4. 29
41	菅家 忠男	46. 5. 10	50. 4. 29
42	一ノ瀬直俊	50. 5. 15	52. 6. 14
43	一ノ瀬直俊	52. 6. 14	54. 4. 29
44	成田 正喜	54. 5. 10	58. 4. 29
45	川原 宏	58. 5. 10	62. 4. 29
46	棚木 一	62. 5. 12	平成元. 9. 30
47	相田 勝	平成元. 9. 30	3. 4. 29
48	真壁 宏彰	3. 5. 14	7. 4. 29
49	江花 継夫	7. 5. 15	9. 10. 27
50	相田 正明	9. 10. 27	11. 4. 29
51	二瓶 孝喜	11. 5. 12	13. 5. 14
52	二瓶 孝喜	13. 5. 14	15. 4. 29
53	二瓶 孝喜	15. 5. 15	17. 5. 19
54	佐藤 義之	17. 5. 19	19. 4. 29
55	田澤 豊彦	19. 5. 16	21. 5. 14
56	田澤 豊彦	21. 5. 14	23. 8. 6
57	目黒章三郎	23. 8. 23	25. 8. 23
58	戸川 稔朗	25. 8. 23	27. 8. 6
59	目黒章三郎	27. 8. 20	29. 8. 18
60	目黒章三郎	29. 8. 18	令和元. 8. 6
61	清川 雅史	令和元. 8. 27	3. 8. 11
62	清川 雅史	3. 8. 11	5. 8. 6
63	清川 雅史	5. 8. 24	7. 8. 1
64	清川 雅史	7. 8. 1	

歴代副議長

歴代	氏 名	就任年月日	退任年月日
初代	佐藤 智信	明治 32. 6. 16	明治 33. 2. 12
2	辰野 次郎	33. 2. 12	34. 1. 15
3	木下美登理	34. 1. 15	35. 1. 11
4	大花榮次郎	35. 1. 11	35. 3. 8
5	辰野 次郎	35. 3. 8	36. 1. 12
6	辰野 次郎	36. 1. 12	37. 1. 12
7	山口 新吉	37. 1. 12	38. 1. 10
8	福王 榮蔵	38. 1. 10	39. 1. 9
9	福王 榮蔵	39. 1. 11	40. 1. 7
10	宮森 善助	40. 1. 7	41. 1. 6
11	宮森 善助	41. 1. 20	42. 1. 19
12	林 賢蔵	42. 1. 26	43. 1. 13
13	林 賢蔵	43. 1. 13	44. 1. 7
14	林 賢蔵	44. 1. 7	44. 6. 5
15	林 賢蔵	44. 6. 17	45. 1. 10
16	林 賢蔵	45. 1. 10	大正 3. 2. 6
17	渡部 清治	大正 3. 2. 17	3. 6. 3
18	福王 榮蔵	3. 6. 15	7. 6. 3
19	鎧 常吉	7. 6. 15	10. 2. 12
20	渡部 清治	10. 2. 16	11. 6. 3
21	日下 毅	11. 6. 21	15. 6. 3
22	中野善太郎	15. 6. 18	昭和 5. 6. 3
23	日野晴日子	昭和 5. 6. 18	9. 6. 3
24	岩崎 光衛	9. 6. 22	9. 11. 9
25	鈴木善九郎	9. 12. 6	13. 6. 3
26	五十嵐忠蔵	13. 6. 15	17. 6. 3
27	林 健次郎	17. 6. 16	18. 3. 13
28	星野昇七郎	18. 3. 13	20. 7. 24
29	星 健吉	20. 7. 24	21. 3. 13
30	山口 八郎	21. 5. 28	22. 1. 22
31	亀谷 鐔雄	22. 2. 5	22. 4. 29
32	柏木信一郎	22. 5. 14	24. 6. 1
33	五十嵐豊作	24. 6. 1	26. 4. 29
34	佐々木 博	26. 5. 14	30. 4. 29
35	鹿目 仁久	30. 5. 18	31. 12. 24
36	磯田 政吉	31. 12. 24	32. 12. 16
37	四家 豊治	32. 12. 20	34. 4. 29
38	高橋 直幸	34. 5. 15	36. 5. 29

歴代	氏 名	就任年月日	退任年月日
39	矢内 三治	昭和 36. 6. 6	昭和 38. 4. 29
40	河野 和夫	38. 5. 13	40. 6. 4
41	大須賀英一	40. 6. 4	42. 4. 29
42	磯貝 義恵	42. 5. 15	44. 10. 4
43	一ノ瀬直俊	44. 12. 1	45. 2. 2
44	磯貝 義恵	45. 2. 2	46. 4. 29
45	金井 博文	46. 5. 10	49. 12. 21
46	齋藤久右衛門	49. 12. 21	50. 4. 29
47	齋藤久右衛門	50. 5. 15	52. 6. 14
48	川原 宏	52. 6. 14	54. 4. 29
49	川原 宏	54. 5. 10	56. 5. 21
50	大内 賢一	56. 5. 21	58. 4. 29
51	鈴木 政夫	58. 5. 10	62. 4. 29
52	本田 忠敬	62. 5. 12	平成元. 9. 30
53	相田 正明	平成元. 9. 30	3. 4. 29
54	田原 久誉	3. 5. 14	7. 4. 29
55	渡部 昭寿	7. 5. 15	9. 10. 27
56	千葉 春雄	9. 10. 27	11. 4. 29
57	小川 右善	11. 5. 12	13. 5. 14
58	伊藤 正男	13. 5. 14	15. 4. 29
59	齋藤 輝男	15. 5. 15	17. 5. 19
60	小山 泉寿	17. 5. 19	19. 4. 29
61	本田 礼子	19. 5. 16	21. 5. 14
62	本田 礼子	21. 5. 14	23. 8. 6
63	戸川 稔朗	23. 8. 23	25. 8. 23
64	渡部 優生	25. 8. 23	27. 8. 6
65	清川 雅史	27. 8. 20	29. 8. 18
66	清川 雅史	29. 8. 18	令和元. 8. 6
67	樋川 誠	令和元. 8. 27	3. 8. 11
68	樋川 誠	3. 8. 11	4. 4. 25
69	横山 淳	4. 5. 16	5. 8. 6
70	横山 淳	5. 8. 24	7. 8. 1
71	古川 雄一	7. 8. 1	

議 事

通 年 議 会 に つ い て

◆通年議会の導入

会津若松市議会は、市民意見を起点とした政策サイクルの確立と実践に取り組んできた。この取組は、通年的な活動だけではなく、委員任期の2年、議員任期の4年の通任期の取組となっており、通年議会を導入する基盤が整っていた。

本市議会の議会活動の実態に合わせた各種会議等の法的な位置づけを見直すこと及びこれまで課題であった会議等への出席に係る公務性について整理を図ることを目的とし、令和4年8月に通年議会を導入した。

◆通年議会の会期

定例会の回数は年1回とし、会期の始期を8月、終期を翌年の7月末とした。

◆定例会において開く会議

定例会において開く会議は、下記のとおりである。

- (1) 招集会議 定例会の招集により開く会議
- (2) 定例会議 定例的に開く会議をいい、9月、12月、2月、6月に開く。
- (3) 臨時会議 議員又は市長からの要請に基づき、臨時に開く会議

◆通年議会の流れ

月	会 議
8月	招集会議（定例会の招集）
9月	9月定例会議
10月	休会
11月	休会
12月	12月定例会議
1月	休会
2月	2月定例会議
3月	
4月	休会
5月	休会
6月	6月定例会議
7月	定例会閉会



- ※ 上記会議の他、通年議会の会期中における、議員又は市長からの要請に基づく臨時会議がある。
- ※ 通年議会の導入により常に議会が活動能力を有することとなる。このため、1年間を通して委員会の所管事務調査等の議会活動を行うことができる。

定 例 会 議 の 日 程

◆定例会議の流れ

日程	会 議
1	開会日（提案理由説明）
2	休会（議案等調査）
3	本会議（一般質問・個人）※1
4	本会議（一般質問・個人）
5	本会議（一般質問・個人）
6	本会議（議案等に対する総括質疑）※2 予算決算委員会
7	予算決算委員会を除く常任委員会 予算決算委員会分科会
8	予算決算委員会を除く常任委員会 予算決算委員会分科会
9	休会（事務整理）
10	予算決算委員会
11	休会（事務整理）
12	最終日（委員会審査報告～表決）

※1 12月定例会議のみ一般質問の初日に代表質問を行う。

※2 2月定例会議においては、総括質疑は2日間となる。

上記が定例会議の日程であるが、これに土曜、日曜が入るため、実際は15～16日間くらいの日程をとるのが例である。

なお、2月定例会議及び9月定例会議は、当初予算の審議及び決算の認定のための委員会審査に日数を要することから、20日間を超える会議期間となる。

◆臨時会議

臨時会議は議案等の委員会付託を行わず、通常、会議期間は1日間としているが、議案等の内容により委員会付託を行い、会議期間を2日間以上とる場合がある。

議案の審議

◆議案付託から表決

- (1) 予算及び決算
予算決算委員会に付託している。
- (2) 条例
所管の常任委員会（総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会及び建設委員会）に付託している。
- (3) 人事案件
委員会付託を省略するのが通例である。
- (4) 委員会審査報告
本会議で問題とされた点、委員間討議、討論のあった議案などについては、審査の経過と結果などについて詳細に、定例会議最終日において委員長が報告している。
- (5) 報告から表決まで
総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会、建設委員会、予算決算委員会、特別委員会の順に報告を行い、次いで報告に対する質疑を行い、議員間討議、その後、一括して討論を行う。さらに反対討論のあった議案等は分離して起立表決し、その後、他の案件を一括して簡易採決している。

一般質問

- (1) 通告
質問者は、定例会議開会日の8日前の正午までに題名と具体的な質問項目を議長に通告する。
- (2) 質問形態
代表質問（12月定例会議のみ）と個人質問（9月・12月・2月・6月）がある。
- (3) 質問順序
代表質問、個人質問の順に行うが、代表質問は所属議員数の多い会派から行い、個人質問は会派の輪番制となっている。
- (4) 質問時間
質問時間について、代表質問は答弁を除き一人25分以内、個人質問は答弁を除き一人20分以内と制限を設けている。
また、一般質問の方式は、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の選択制としている。
一括質問・一括答弁方式は、1回目に質問の全てを一括して質問し、執行機関より一括して答弁を行い、再質問の発言回数は4回以内としている。

一問一答方式は、1回目は、質問の全てを一括して質問し、執行機関より一括して答弁を行い、2回目（再質問）から大項目ごとに一問一答で行う。さらに、一問一答方式を選択した場合、再質問の質問時間は1回目の質問の残時間又は10分の短い方とし、発言回数は制限しない。

(5) 発言方法

1回目は登壇して行い、2回目以降は発言席で行う。（関連質問は認めていない）

総括質疑

- (1) 通告
質疑者は、定例会議開会日の本会議終了後から同日午後3時までに質疑件名を議長に通告する。
- (2) 質疑順序
届出順による。
- (3) 質疑件数及び時間
質疑件数は一人3件以内、質疑時間は答弁を除き一人15分以内とし、発言回数の制限は設けていない。
- (4) 発言方法
すべて発言席で行う。

◆定例会議別質問者・質疑者数（令和6年）

区 分	一般質問者数	質疑者数
2月定例会議	20人	6人
6月定例会議	21人	2人
9月定例会議	20人	4人
12月定例会議	22人	4人
合 計	83人	16人
8月招集会議	—	—
合 計	—	—
2月臨時会議	—	5人
5月臨時会議	—	0人※
8月臨時会議	—	0人
合 計	—	5人

※5月臨時会議は委員会に付託し審査

討 論

(1) 通告

定例会議最終日の前日の正午までに案件名と賛否の別を議長に通告する。

(2) 討論順序

反対、賛成の順に行う。

(3) 発言方法

登壇して行う。

請 願 ・ 陳 情

(1) 受理から審議まで

請願書及び陳情書は、定例会議開会日3日前までに受理したものを議会に諮り、所管の委員会に付託する。

(2) 審議結果の通知など

審議結果は、請願者・陳情者に通知している。

採択された請願のうち、地方自治法第125条に基づき市長に処理の経過及び結果の報告を求めたものについて、市長はその請願が議決された定例会議の翌々の定例会議の2週間前までに議会に報告することとしている。（平成26年6月定例会より）

◆審議結果（令和6年）

区 分	請 願	陳 情	計
採 択	3	2	5
一部採択	0	0	0
不 採 択	0	3	3
継続審査	0	1	1
取り下げ	0	1	1
審議未了	0	0	0
計	3	7	10

◆付託委員会別審査件数（令和6年）

区 分	請 願	陳 情	計
総 務	0	3	3
文教厚生	2	3	5
産業経済	1	1	2
建 設	0	0	0
議会運営	0	0	0
計	3	7	10

委員会

常任委員会

◆構成

委員会は、条例で5委員会と定めている。また、条例により委員の任期は2年と定められている。

◆名称と所管事項

名称	所管事項	定数
総務委員会	議会、企画政策部、財務部、総務部、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、他の常任委員会に属さない事項	7人
文教厚生委員会	市民部、健康福祉部、教育委員会	7人
産業経済委員会	観光商工部、農政部、農業委員会	7人
建設委員会	建設部、上下水道局	7人
予算決算委員会	予算に関すること 決算に関すること	27人

※平成25年6月定例会において予算決算委員会の設置が決定された。

予算決算委員会には、会津若松市議会予算決算委員会の運営に関する要綱に基づき、総務・文教厚生・産業経済・建設の各委員会の委員によりそれぞれ構成する第1分科会から第4分科会までの4つの分科会を置き、付託事件を分担し審査している。

議会運営委員会

◆構成

議会の円滑な運営を図るため、会津若松市議会運営委員会規程に基づき設置していた。

平成3年の地方自治法改正により議会運営委員会を条例により設置することができることとなったため、平成3年9月から会津若松市議会委員会条例に基づき設置している。条例に委員の任期は2年、定数は7人と定めている。

委員は議長が会議に諮って指名する。具体的には、3人以上の会派から、その所属議員の人数に応じて按分している。

◆開会

議会運営委員会は、臨時会議については開会日の7日前、定例会議については開会日の10日前及び7日前に開会される。

特別委員会

◆設置

特別委員会は、必要な場合に議会の議決で設置し、委員定数も議会の議決で決めることができる。

委員の任期は審査が終了するまでである。

◆議会評価特別委員会

議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査（令和5年10月6日設置）

議員全員協議会

◆構成

議員全員で構成し、議会の運営、市政の課題等について協議又は調整を図るため、市長等からの説明及び報告並びに議員間の討議を行う。

委員会協議会

◆構成

常任委員会委員で構成し、常任委員会の所管事項に関する執行機関からの説明及び報告を受ける。

各派代表者会議

◆構成

議長、副議長及び会派（所属議員が3人以上）の代表者で構成し、会派間の調整及び協議を行う。

広報広聴委員会

◆構成

会津若松市議会基本条例を平成20年6月に可決したことに伴い設置された。任期は2年、定数は8人と定めている。議会の広報広聴機能を充実させるため、議会広報紙の編集・発行や、市民との意見交換会に関することなどを所掌する。

議会災害対策本部

◆構成

議員全員で構成し、災害時における議会機能の維持等に関する調整及び協議を行う。

正副議長と正副委員長との調整会議

◆構成

議長、副議長、常任委員会委員長及び副委員長、議会運営委員会委員長及び副委員長、広報広聴委員会委員長及び副委員長並びに特別委員会委員長及び副委員長で構成し、議会全般に係る運営等に関する調整及び協議を行う。

通年議会導入に伴う政策討論会の整理

◆政策討論会の整理

会津若松市議会基本条例に基づき、市政に関する重要な政策と課題について共通認識と合意形成を図り、政策を立案し、市長等への政策提案及び政策提言を推進することを目的とし、平成 20 年に政策討論会を設置した。

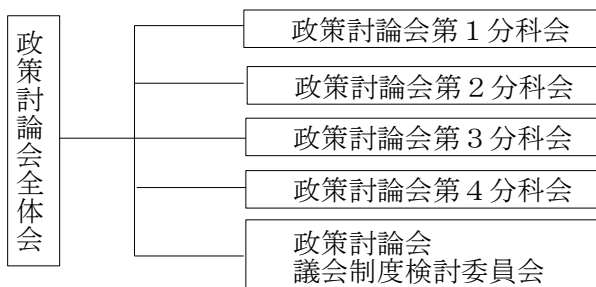
政策討論会は、市政に関する重要な政策と課題について調査研究を行い、市長へ政策提言を行ってきた。

令和 4 年 8 月の通年議会の導入に伴い、政策討論会における調査研究活動は、常任委員会である予算決算委員会の所管事務調査として位置づけた。

通年議会導入前	通年議会導入後
政策討論会における調査研究	予算決算委員会における所管事務調査
政策討論会全体会	予算決算委員会
政策討論会各分科会	予算決算委員会各分科会
議会制度検討委員会	議会制度検討特別委員会

※「議会制度検討特別委員会」は令和 5 年 7 月 31 日設置期間満了により消滅

◆参考 通年議会導入前の政策討論会の構成



・政策討論会全体会
議員全員により構成

・政策討論会各分科会
総務・文教厚生・産業経済・建設の各委員会の委員により第 1 から第 4 までの各分科会を構成

・議会制度検討委員会
会派（所属議員が 2 人以上）から選出された委員と公募による市民委員 2 名以内により構成

委員会等開会状況

◆令和 6 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日

委員会等名	開会日数	会議時間
総務委員会	11 日	11 時間 42 分
文教厚生委員会	10 日	9 時間 56 分
産業経済委員会	5 日	5 時間 27 分
建設委員会	10 日	4 時間 49 分
予算決算委員会	10 日	8 時間 6 分
予算決算委員会第 1 分科会	23 日	57 時間 27 分
予算決算委員会第 2 分科会	23 日	63 時間 30 分
予算決算委員会第 3 分科会	25 日	60 時間 53 分
予算決算委員会第 4 分科会	23 日	54 時間 21 分
予算決算委員会理事会	5 日	10 分
議会運営委員会	48 日	15 時間 55 分
議会評価特別委員会	12 日	16 時間 45 分
議員全員協議会	5 日	4 時間 6 分
各派代表者会議	26 日	8 時間 7 分
広報広聴委員会	26 日	46 時間 28 分
正副議長と正副委員長との調整会議	2 日	45 分

委員会協議会開会状況

◆令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日

会議名	開会日数	会議時間
総務委員会協議会	10 日	12 時間 16 分
文教厚生委員会協議会	10 日	5 時間 43 分
産業経済委員会協議会	4 日	2 時間 5 分
建設委員会協議会	4 日	2 時間 28 分

市民との意見交換会

会津若松市議会基本条例に基づき、平成 20 年 8 月から開催している。

市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うことを目的とする。

市内 15 地区において年 2 回開催する「地区別意見交換会」と、議会が取り組む政策立案等について教育・文化・福祉・産業等の分野ごとに関係市民団体と実施する「分野別意見交換会」がある。

令和 4 年 8 月の通年議会の導入に伴い、地区別意見交換会の実施主体を予算決算委員会とし、所管事務調査に位置付けを整理した。

令和 2 年度と令和 3 年 5 月は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「地区別意見交換会」を中止とした。

◆意見交換会開催状況

(1)地区別意見交換会（令和 6 年 1 月～12 月）

回	時期	参加人数	内容
第 29 回	5 月	154 名	・ 2 月定例会議の報告 ・ 意見交換(市政全般、各地区の課題について)
第 30 回	11 月	109 名	・ 9 月定例会議の報告 ・ 意見交換(市政全般、各地区の課題について)

(2)分野別意見交換会（令和 6 年 1 月～12 月）

開催日	対象	開催趣旨	対応主体
1 / 26	一般財団法人会津若松観光ビューロー	観光振興に係る課題や方策等について、地域DMOとして観光振興に携わる団体との意見交換を通じて理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算委員会第 3 分科会
7 / 31	会津よつば農業協同組合	農業振興の現状及び課題等について理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算委員会第 3 分科会
9 / 3	会津若松市建設業組合	本市における道路管理の実態や、インフラを維持していく上での問題・課題等を把握し、課題解決に向けた新たな方策を探る。	予算決算委員会第 4 分科会

議会開会状況

※報告・請願・陳情・選挙・選任・推薦・諮問及び許可を除く

本会議開会状況と議決結果

◆令和6年1月1日～12月31日

区 分	会議期間		会議 日数	会議時間	市長提出議案等								議員提出議案等		計
					可 決	修正 可決	否 決	継続 審査	認 定	承 認	同 意	可 決	否 決		
2月定例会議	2/21～3/18	27日間	7日	27時間8分	40								3		43
6月定例会議	6/6～6/21	16日間	6日	23時間3分	19							1	9		29
9月定例会議	9/5～10/1	27日間	6日	23時間23分	25					11		3	2		41
12月定例会議	12/5～12/20	16日間	6日	24時間42分	31							1	2		34
計		86日間	25日	98時間16分	115					11		5	16		147
8月招集会議	8/1	1日間	1日	3分											
計		1日間	1日	3分											
2月臨時会議	2/5	1日間	1日	2時間11分	3										3
5月臨時会議	5/16～5/20	5日間	2日	30分	1										1
8月臨時会議	8/23	1日間	1日	10分	1										1
計		7日間	4日	2時間51分	5										5
合計		94日間	30日	101時間10分	120					11		5	16		152

※議決事項は、市ホームページ及び議会広報紙に掲載しています。

議会基本条例・議員政治倫理条例

議会改革の取組

条例制定に向けた議会改革の原点は、平成 17 年から 18 年にかけて、政治倫理条例制定への検討に着手したことから始まる。その後、平成 19 年 4 月の市議会議員の改選による新たな議会、新たな議長のもと、政治倫理条例をはじめとする議会制度の検討という形で、改めて取り組んでいくことになった。

平成 19 年 6 月には、議長より「議会のあり方を見極め、市民の負託に応える議会づくりを実現させるためのツール」として、議会基本条例の制定をはじめとする検討事項が提案され、同年 7 月には「議会制度検討委員会」が設置された。

議会制度検討委員会は、議長から議会制度の検討にかかる諮問を受け、平成 20 年 6 月の答申を目指し、理論・事例研究やパブリックコメント、市民との意見交換会などを開催しながら、調査研究と具体的検討を積み重ねてきた。委員には、議員のみでなく、公募による市民や学識経験者委員も加わるなど、多様な視点での検討を行ったところも特色の一つである。

こうした取組の結果、平成 20 年 6 月定例会に「議会基本条例」及び「議員政治倫理条例」を議員提案し、可決された。

具体的な検討フレーム

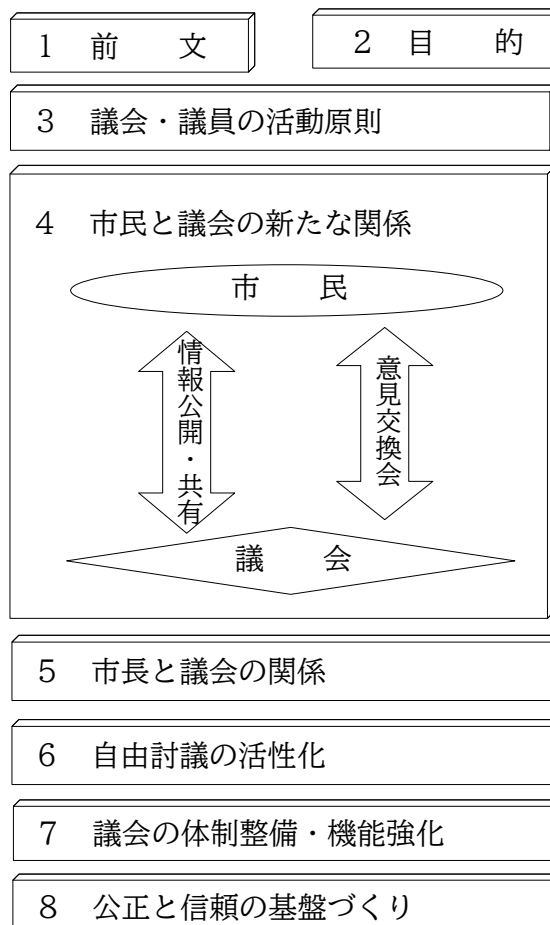
議会改革（基本条例＋倫理条例）

= 【内部・外部環境分析】＋【理論研究】＋【事例研究】＋【市民参加】＋【将来展望】

- 【内部・外部環境】⇒ 強み＋弱み＋機会＋脅威
- 【理論研究】⇒ 神原勝教授、松野光伸教授による指導
- 【事例研究】⇒ 伊賀市議会安本美栄子議員による協力
- 【市民参加】⇒ 公募市民委員＋パブリックコメント＋試行的意見交換会（150 人・80 項目）
- 【将来展望】⇒ 会津若松の持続的発展への願い

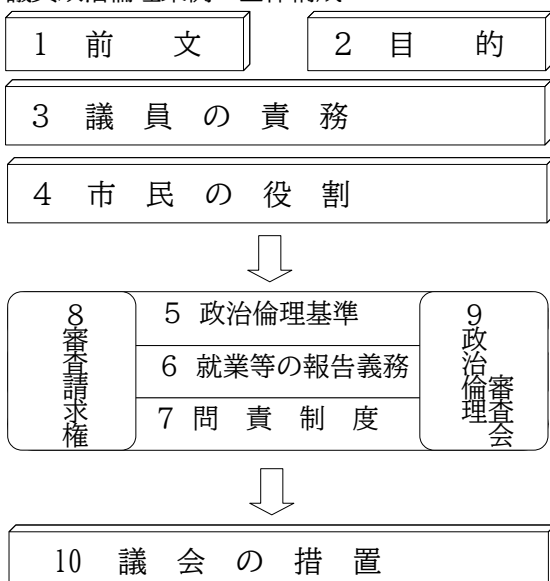
議会基本条例

◆議会基本条例の全体構成



議員政治倫理条例

◆議員政治倫理条例の全体構成



議 会 費 等

議 会 費

◆ 過去3年間の当初予算 (単位：千円)

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
報酬	148,305	151,356	147,607
給料	46,224	48,494	49,490
職員手当等	84,337	85,168	84,223
共済費	54,500	60,984	62,335
報償費	657	677	911
旅費	4,857	4,575	4,990
交際費	1,500	1,500	1,400
需用費	8,929	9,324	6,731
役務費	1,112	1,156	1,222
委託料	8,848	9,651	9,946
使用料及び賃借料	3,349	3,394	3,399
工事請負費	0	0	0
備品購入費	997	50	211
負担金補助及び交付金	12,379	12,790	12,480
合 計	375,994	389,119	384,945
一般会計に占める割合	0.6%	0.7%	0.8%

報酬・費用弁償等

議員報酬等については、会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例に基づき支給される。なお、下記報酬の推移については、市長が会津若松市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて議会へ条例改正案を提出し、議決を経て改正されたものである。

◆ 議員報酬の推移 (単位：千円)

区 分	改 正 年 月 日			
	平成25年 1月1日	平成16年 1月1日	平成8年 4月1日	平成6年 10月1日
議 長	514	553	582	550
副議長	477	513	540	510
議 員	447	481	506	478

※令和2年7月支給の議員報酬は、議長 307,372 円、副議長 285,246 円、議員 267,306 円。

◆ 特別職等の給料の推移 (単位：千円)

区 分	改 正 年 月 日			
	平成25年 1月1日	平成16年 1月1日	平成15年 7月1日	平成15年 4月1日
市 長	937	1,008	1,043	1,159
副市長※1	752	809	809	899
教育長	668	719	719	799
常勤の監査委員	575	619	619	688
上下水道事業 管理者※2	668	719	719	799

※1 平成19年3月31日までの職名は、助役

※2 令和2年3月31日までの職名は、水道事業管理者

※3 令和2年7月1日から同年12月31日までの給料は、市長 702,750 円、副市長 624,160 円、教育長 601,200 円、常勤の監査委員 517,500 円、上下水道事業管理者 601,200 円。

◆ 費用弁償

本会議に出席したとき、または常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会に委員として出席したときは次の区分（旅費等）により費用を弁償していたが、平成19年度から廃止とした。

また、当該会議又は委員会終了時刻の延長、その他やむを得ない事情により宿泊したときは、居住地から片道 8 km 以上の場合、宿泊料の実費を支給することとしていたが、平成20年9月から廃止とした。

◆ 旅費等

○ 日当 3,000 円（県内については1,500 円）
※ 平成15年4月1日適用

○ 宿泊料

宿泊料	地 域
甲地方の地域 14,800 円	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方の地域 13,300 円	甲地方以外の地域

◆ 期末手当（令和6年12月1日適用）

報酬月額と報酬月額の20%の合計額に下記の割合を乗じた額を支給する。

○ 6月 ……172.5% ○ 12月 ……172.5%

◆ 行政調査等旅費

従前は年一人当たり 90,000 円 の予算であったが、平成21年度より年一人約 90,000 円の予算の範囲内で委員会（分科会）毎に講師謝礼・講師の費用弁償及び行政調査の旅費に振り分け、調査費用としている。

◆市議会政務活動費

「会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例」(平成13年4月1日施行)に基づき、1か月一人当たり35,000円に所属する議員数を乗じた額を、毎年度4月(4月～9月分)と10月(10月～3月分)に各会派に対し交付する。条例制定時は名称が政務調査費で月額一人50,000円、平成17年度から月45,000円、平成21年度からは現在の額に改正された。

地方自治法の一部改正に伴い、名称が平成25年3月から政務活動費に改められた。

「会津若松市議会政務活動費ガイドライン」(平成27年4月から適用)を作成し、平成30年3月及び令和2年7月に見直しを行った。

議会刊行物

◆先例集

議会の能率的かつ円滑な運営に資するため、本市議会における一連の先例や事例をまとめたものである。4年に一度発行している。

- 創 刊 昭和63年3月
- 発行回数 4年ごと
- 発行部数 50部
- 配 布 議員、議会事務局職員

◆会議録

定例会議の会議録は、次回定例会議の15日前までに作成し、議員及び当局各部、公民館等に配布している。また、臨時会議の会議録についてもその都度作成し、配布している。

- 発行回数 招集会議、定例会議及び臨時会議ごと
- 発行部数 50部
- 配 布 議員、当局各部、公民館等
- 会議録検索システム

平成19年以降の本会議及び平成26年以降の委員会について、市のホームページより会議録の検索・閲覧ができる。

◆議会広報紙

議会の活動状況を市民に知らせるため、本会議、委員会等の内容を掲載している。また、改選時には全議員の紹介や委員会構成などを掲載した臨時号を発行している。

- 創 刊 昭和49年5月15日
- 発行回数 年4回(定例会議の翌々月1日発行)、改選時に臨時号
- 発行部数 52,000部
- 配 布 市内全世帯(町内会を通して配布)

○ 声の議会広報

平成22年度より朗読ボランティアサークルに音声データの作成、利用者へ記録媒体の送付を委託。市議会ホームページにも掲載。

○ 点字版議会広報

平成28年度より点字ボランティアサークルに点字版広報議会の作成を委託。令和4年度からは特定非営利活動法人に委託。

◆会津若松市議会白書

市民との協働型議会を目指し、議会の「見える化」を図るため、年1回発行し、市内の公共施設等に設置している。平成26年度・28年度・令和2年度・6年度には本編を市内全世帯へ配布した。広報紙と同様に点字版、音声版を作成しており、令和6年度からは手話動画版を作成し、YouTubeで公開している。

- 創 刊 平成25年
- 発行回数 年1回
- 配 布 市内の学校、公民館など
(平成26年度・28年度・令和2年度・6年度は市内全世帯へ配布)

◆会津若松市議会史

市制施行90周年記念事業の一環として編さん事業に着手したものであり、議会が果たしてきた役割や位置付けを明確にするものである。

- 発 行 平成6年度から平成10年度までに
年表編、資料編Ⅰ・Ⅱ、記述編Ⅰ・Ⅱの5巻を刊行

議会中継

◆映像配信

本会議及び予算決算委員会の映像について、インターネットによりライブ中継及び録画中継をYouTubeを活用して配信している。また、議会事務局において、議会映像を録画したブルーレイディスクの貸し出しを行っている。

議 会 図 書

◆蔵書数 (令和7年7月8日現在)

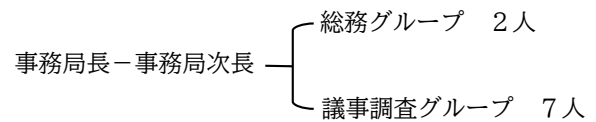
区 分	冊 数
議 会 運 営	166
議 会 史	14
政 策 ・ 財 政	76
法 律 ・ 規 則	24
辞 典 ・ 用 語	32
歴 史 ・ 地 誌 他	193
合 計	505

議会事務局

◆事務局機構 (令和7年4月1日現在)

○ 定数 13 人

○ 現員 11 人



行政視察の受入れ

市の各種事務事業や議会改革等に関して、他自治体の議会関係者や各種研究機関等からの視察の受入れを行っている。

なお、令和3年度から、オンラインによる視察の受入も行っている。

◆行政視察の受入れ状況

区 分	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件 数	人 数
4月	2	18	1	11
5月	4	40	2	15
6月	—	—	—	—
7月	6	63	1	9
8月	4	22	3	28
9月	—	—	—	—
10月	12	113	6	64
11月	7	56	9	70
12月	—	—	—	—
1月	4	54	4	34
2月	1	12	2	20
3月	1	8	1	9
合計	41	386	29	260